平成25年 第3回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第12日) 平成25年9月20日 (金曜日)

議事日程(第5号)

平成25年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について
- 日程第2 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第4 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 財産の取得について
- 日程第6 議案第76号 財産取得契約の締結について
- 日程第7 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての 請願書
- 日程第8 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源 確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第9 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を 求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第8号 教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書
- 追加日程第2 発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の 財源確保」のための意見書
- 追加日程第3 発議第10号 2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める 意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について
- 日程第2 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)

日程第3 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例

日程第4 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第75号 財産の取得について

日程第6 議案第76号 財産取得契約の締結について

日程第7 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての 請願書

日程第8 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源 確保のための意見書採択」に関する陳情について

日程第9 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を 求める意見書」の提出を求める陳情書

日程第10 発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書

日程第11 委員会の閉会中の継続審査について

21番 作元 義文君

追加日程第1 発議第8号 教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書

追加日程第2 発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の 財源確保」のための意見書

追加日程第3 発議第10号 2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める 意見書

出席議員(21名)

1番	春田	新一君	2番	小島	德重君
3番	入江	有紀君	4番	船越	洋一君
5番	渕上	清君	6番	脇本	啓喜君
7番	黒田	昭雄君	8番	小田	昭人君
9番	長	信義君	10番	波田	政和君
11番	上野洋	羊次郎君	12番	齋藤	久光君
13番	堀江	政武君	14番	小宮	教義君
15番	初村	久藏君	16番	大浦	孝司君
17番	小川	廣康君	18番	大部	初幸君
19番	兵頭	栄君	20番	山本	輝昭君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 局長
 神宮
 満也君
 次長
 松本
 政美君

 課長補佐
 國分
 幸和君
 主任
 金丸
 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	髙屋	雅生君
副市長	比田勝	券尚喜君
教育長	梅野	正博君
地域再生推進本部長	平間	壽郎君
観光物産推進本部長	本石質	建一郎君
総務部長	桐谷	雅宣君
政策監	平山	秀樹君
総務課長	根〆	英夫君
市民生活部長	藤田	雄二君
福祉保健部長	多田	満國君
農林水産部長	阿比留	7勝也君
建設部長	堀	義喜君
水道局長	阿比督	習 誠君
教育部長	豊田	充君
美津島地域活性化センター部長	八坂	一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野	泉君
峰地域活性化センター部長	志田	博俊君
上県地域活性化センター部長	川本	治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居	清晴君
消防長	竹中	英文君
会計管理者	長久	敏一君
監查委員事務局長	糸瀬	美也君

午前10時00分開議

O議長(作元 義文君) おはようございます。

これから、議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第59号

日程第2. 議案第60号

日程第3. 議案第71号

日程第4. 議案第72号

日程第5. 議案第75号

〇議長(作元 義文君) 日程第1、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益 剰余金の処分についてから、日程第5、議案第75号、財産の取得についてまでの5件を一括議 題とします。

議案第60号は、各常任委員会に分割付託、議案第75号は総務文教常任委員会、議案第71号は厚生常任委員会、議案第59号、議案第72号の2件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員(17番 小川 廣康君) おはようございます。

当委員会に付託されておりました議案第60号及び75号について、その審査の経過と結果を 報告させていただきます。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、議案第75号、財産の取得についての2議案について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、9月13日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会に係る歳入では、10款地方交付税において普通交付税の額の確定による増額、14款国庫支出金において、 離島活性化交付金、スクールバス購入補助金の増額、15款県支出金において、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、18款繰入金で、しま共通地域通貨発行事業において、一旦、 基金に積み立てて適用するための繰り入れ、19款繰越金で前年度剰余金の追加、21款市債で 消防防災等施設整備事業債と臨時財政対策債の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費でしま共通地域通貨発行事業の基金積立金、事業用低炭素機器等導入事業費補助金、エネルギー共同研究負担金の追加、9款消防費では、電波法審査基準の改正に伴い、現在使用している消防救急アナログ無線をデジタル化するための整備費用の追加、10款教育費では、学校、幼稚園の閉校、閉園に伴う行事等の補助金、また、学校の統廃合による受け入れ校の環境整備に係る経費、スクールバス、通園バスの購入費等が主な補正であります。当委員会において、特に、質疑、意見が集中した点について、御報告申し上げます。

まず、エネルギー共同研究負担金については、対馬市、長崎県、大学等で構成された対馬環境 エネルギーコンソーシアムにおいて、本市の地域資源に適用した発電システム等の検討や技術的 課題の検証に加え、電力ネットワークへの連携や持続可能な管理運営方式などについて、東京工 業大学先進エネルギー国際研究センターとともに共同研究を行うものであります。

通園バスの導入については、久田幼稚園と厳原幼稚園の統合に伴う購入でありますが、現予定 地に決定するまでの議論の中で、義務教育でない幼稚園の通園に係るバスは購入しない旨の方針 でありましたが、通園時間帯の交通渋滞や事故防止のためと、久田地区園児の保護者からの強い 要望により購入するものであります。もちろん、有償で運行しますが、他幼稚園との関係、乗車 率等を十分に考慮され検討されるようにという意見がありました。

次に、議案第75号、財産の取得については、絶滅危惧種であるツシマヤマネコの好適生息環境の保全並びに森林環境の保全、森林資源の利活用を図ることを目的に取得するものであります。 質疑の中で、境界が確定してから取得すべきである、競売外物件が活用に支障を来すのではないかとの意見が出されました。

以上、本委員会に付託されました議案第60号及び議案第75号につきましては、採決の結果、 いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第75号の審査において、会議規則第108条の規定により、少数意見の留保が行使され、少数意見報告書が委員長経由で議長宛てに提出されていることを申し添えます。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

- 〇議長(作元 義文君) 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) おはようございます。ただいまより、厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成25年9月19日、対馬市議会議長作元義文様、厚生常任委員会委員長脇本啓喜。委員会審査報告書。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

審査の経過、平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託された案件は、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例の2議案です。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、9月13日に、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より、多田福祉保健部長、藤田市民生活部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、福祉保健部所管部分について報告します。

歳入の主なものは、15款県支出金2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金は、上対馬で始まりました放課後児童クラブ・学童保育事業に対する県補助金です。

続いて、歳出予算の主なものは、3款民生費1項1目社会福祉総務費の13節委託料は、県の 緊急雇用創出を目的とする起業支援型地域雇用創造事業に、厳原町の介護タクシー事業者が公募 し、審査の上、採択された事業の委託料です。運転手を1名増員し、タクシーの増車とあわせて、 体の不自由な方の生活支援の事業を広げる計画に基づくものです。財源は、全額、県の緊急雇用 創出事業臨時特例基金交付金が充てられます。

委員から、福祉有償運送事業のように、運転手の資格講習等が必要ないのか等調査の上、必要 であれば、適切な運用がなされているかを調査するよう指摘がありました。

同2項1目児童福祉総務費は、今委員会に付託された対馬市子ども・子育て会議設置条例案に係る会議費用と計画策定に係る業務の委託料です。4目母子福祉費は、ひとり親家庭生活支援事業の事業経費で、ひとり親家庭の親子を対象に、ふれあい親子教室を2つの会場で開催する計画です。

4款1項1目保健衛生総務費の1節報酬と9節旅費は、本会議初日に質問がありました、対馬市ドクターへリ導入検討委員会の設置に関する経費で、市内有識者4名、市外専門家2名等の招聘に係るものです。この委員会では、導入する場合の問題点の洗い出し、スケジュール等を検討していただく予定です。主な搬送は、島内の搬送を主体とし、島外搬送も検討に含めるとのことです。

委員から、委員の選定に当たり、議会からも検討委員を選任すべきだとの指摘があり、担当部 長より、議会から1名選任する方向で調整する旨の答弁がなされました。

次に、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例案を審議しました。平成24年8月 に、子ども・子育て支援法を含む、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立、公布され、平成 27年度からスタートする予定の国の子ども・子育て支援新制度に向けて、市内の実情を踏まえ た子育て支援を実施しようと、本会議の設置が提案されたものです。会議の委員は15人以内と し、任期は2年です。

委員から、当該会議の委員に限らず、各種審議会等の委員選定に当たっては、従来のように各種団体の長を選定し、どの審議会でも同じような委員構成となっている傾向を改め、市民協働を推進いただく新たな人材発掘、育成に努めるよう指摘がありました。

また、新規審議会等を設置する、あるいは重要と思える審議会においては、常任委員会正副委員長等の委員選定も検討し、議会との情報連携にも努めることとの指摘もありました。担当部長からは、指摘に沿うよう努める旨の答弁がなされました。

続いて、市民生活部所管部分の質疑が集中した項目を中心に報告します。

歳入の主なものは、14款2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金で、生ごみ堆肥化施設 建設に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(補助率2分の1)の増です。

歳出については、4款2項1目清掃総務費で、生ごみ堆肥化施設建設に係る13節委託料、 15節工事請負費、18節備品購入費の増です。

なお、この農山漁村活性化プロジェクト交付金事業は、平成25、26年度の2カ年事業を予定しておりましたが、今年度の交付金追加要望が採択となり、平成26年度に予定しておりました事業の前倒しを行うことで、追加交付の内報を受けており、今後の補正予算で対応したいとの説明がありました。

次に、2目塵芥処理費で、主なものは、13節委託料の増です。対馬クリーンセンターの機械 器具法定点検、保守点検委託料は、対馬クリーンセンターの維持管理を円滑に行うため、定期点 検を実施するとともに、施設整備等の必要な維持補修等を行うもので、今年度の後期分に係るも のです。

また、3目し尿処理費の主なものは、13節委託料で、北部衛生センターの機械設備等定期点 検に係る業務委託料です。

委員から、当該施設の保守点検、委託料に限らず、各種大型かつ高額な保守点検委託料の妥当性を確保するためにも、さらなる方策を検討するよう指摘がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第60号及び議案第71号の2議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決するべきものと決定しました。

なお、本委員会付託案件ではありませんでしたが、対馬市環境基本条例施行を受けて、市民も 参画して策定された対馬市環境基本計画が先ごろ製本化されましたので、主管の荒木自然環境推 進室長の出席を求め、計画の概要説明を受けました。

この計画書は、挿絵を多く挿入したり、何よりも、まず、冒頭に将来像を掲げる等、市民の理解が深まるようさまざまな工夫が施されています。市民の皆様には、概要版が各世帯1部ずつ回

覧で配付されますので、ぜひごらんいただきますよう御案内申し上げます。

最後に、本計画書で示したように、まずは、結論から先に述べる、コンクルージョンファーストを議会や委員会答弁の際には心がけるよう指摘し、以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

- 〇議長(作元 義文君) 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。
- ○議員(8番 小田 昭人君) おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会の審査 報告を行います。

審査の経過、平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復日費、議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についての3議案であります。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成25年9月13日に、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成24年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正により、条例で定めるか、または新たな議案として議会の議決を得て処分できることとなり、提案するものであります。

議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)につきましては、本委員会に係る歳入のうち、主な新規事業として、14款国庫支出金、総務管理費補助金の離島活性化交付金のうち、対馬猪鹿活用促進事業に1,070万8,000円、15款県支出金、林業費補助金で持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金として660万円、商工費補助金で消費者行政活性化補助金805万4,000円、農林水産施設災害復旧費補助金として2,600万円、20款諸収入で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金2,200万円が主に追加されました。

歳出の主な新規事業として、6款農林水産業費で対馬猪鹿活用促進事業に2,147万3,000円、持続可能な森林整備推進事業に423万4,000円、7款商工費で対馬特産品魅力アップ事業に590万円、8款土木費で道路に関する新たな取り組みの現地実証実験に1,000万円、市道グリーンピア樽ケ浜線改良事業に6,900万円、11款災害復旧費で林道ナムロ線災害復旧工事に5,247万円が主な補正であります。

議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定につきましては、現在、指定管理者として管理・運営を行っている上対馬町振興公社が、平成25年9月30日で解散するのに伴い、新たに株式会社グリーンネットを指定管理者として選定するものであります。

なお、指定管理期間は、通常5年でありますが、現在、隣接する三宇田地区ホテル用地への宿 泊施設誘致計画に取り組んでおり、誘致決定後は、宿泊施設と温泉施設の一体的な経営が望まし いとの観点から、中途での決定を考慮の上、期間を短縮し、平成25年10月1日から平成 29年3月31日までの3年6カ月とするものであります。

当委員会において、特に、質疑、意見が集中した点について、報告いたします。

平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、減債積立金の積み立てについては、法的に拘束力はないかとの質疑がありました。平成24年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正により、積み立て義務は廃止となりましたが、剰余金は積み立てるのが望ましいとの観点から、当年度純利益2,290万3,462円、前年度繰越利益剰余金2,026万3,970円を合わせた、24年度未処分利益剰余金4,316万7,432円のうち、2,000万円を減債基金に積み立て、残余の2,316万7,432円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越す旨の説明がありました。

次に、対馬市温泉施設渚の湯の指定管理について、施設の維持補修等が発生した場合の経費負担についての質疑があり、10万円未満の維持補修等の場合は、指定管理者で対応していただくよう契約を行う旨の説明がありました。

委員から、湯多里ランドはリストを作成し、負担区分を明確にしているので参考にしてはどうかなどの意見がありました。

対馬猪鹿活用促進事業については、民間事業者と競合することになり、影響を与えるのではないかとの質疑がありましたが、担当部からは、今回の市の事業は、3年間の実証事業の取り組みであり、1、捕獲・被害等データの蓄積、2、捕獲個体の現場確認、3、衛生管理ガイドラインの作成、4、食肉加工食品の試作・研究が主な事業内容であること。また、行政と民間のすべき業務を明らかにし、行政はあくまでも蓄積データに基づく捕獲指導と、あわせて利活用の研究・指導にとどめ、民間には、食肉、レザー製品、生ハムなどの生産・販売に関する事業展開をお願いすることで、新産業の創出を目指すものであり、民間事業者の計画と重なるものではないと説明がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第59号、議案第60号及び議案第72号の3議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長(作元 義文君) 次に、議案第75号、財産の取得については、大浦孝司君ほかから、会議規則第108条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。大浦孝司君の報告を求めます。16番、大浦孝司君。

〇議員(16番 大浦 孝司君) 少数意見報告書を読み上げます。

対馬市議会議長作元義文様、総務文教常任委員大浦孝司、賛成者、齋藤久光。

少数意見報告書、平成25年9月13日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第108条第2項の規定により報告します。

1、議案第75号、財産の取得について。2、意見の要旨、財産の取得についてでありますが、まず、第1に、競売物件であるにもかかわらず、取得の方法は、随意契約である。審議中、その背景には、入札参加予定者の情報に外国資本による競争相手を見込んでこのようなことになったのかと問いただしたところ、担当部長からは、そうではないと断言されました。

また、提案理由には、ツシマヤマネコの好適生息環境の保全並びに森林環境の保全・利活用が目的となっておりますが、購入面積約260~クタールのうち、約100~クタールは植林地(針葉樹)であります。小動物、ネズミ等の生息を促すには、広葉樹林でなければ適さない。また、植林地はほとんどが保安林のため、木材の利活用が自在にならない。ヤマネコの生息域を確保するということであれば、国、いわゆる環境省が購入すべきである。よって、本案に反対するものであります。

○議長(作元 義文君) 付託案件に対する審査報告及び少数意見報告が終わりました。
これから、各委員長報告及び少数意見報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、波田政和君。

○議員(10番 波田 政和君) まず、厚生委員長にお伺いします。

審査してあるかないかはよくわかりませんけども、まず、塵芥処理費13節について、委託料の増額の件でございますが。報告をお聞きしますと、今年度後期分であると書いてありますが、 ということは、前期分もあったという解釈でよろしいんでしょうか。それが一つと。

報告の中で、委員会に付託される以上は、かなり責任を持って受けてあると思うんですよね。 そういう中で、この1億もかかろうかというのが、数字だけを委員会は付託されてるわけじゃないと思うんですが、もう少し中身が、なぜこういうふうなお金が要るのか。この問題に関しましては、あそこが建造されてから毎年のようにあるんですよね。そういった意味も含めまして、私もちょっと理解しにくいとこがありましたので、ここをもう少し調べてあれば、詳しくお願いしたいと思うし、施設の稼働率が130%ぐらいまでいってるんだという報告も以前あっておりましたので、そこの原因が、前期と後期であると書かれている以上は、前期も後期もありますので、今後、こういったことが黙認ではありませんけども、単なる運営委託する上のいろんな点検料というだけではなくて、一方通行の数字じゃないかなと思うんですよ。機械メーカーもたくさんおると思う中で、本当に誰がどういうふうに提示したかわかりませんけども、その辺のもう少し深まった話が聞けたら幸いかと思いますが、よろしくお願いしときます。

- 〇議長(作元 義文君) 厚生常任委員長、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 波田議員の質問にお答えします。

まず、後期分という形で出てるので、前期分もあったのかどうかということについては、あったということ。毎年、こういう形で後期分については、この時期に追加補正という形で出ているという報告があっております。

それから、この委員長報告の中にもありましたように、専門的な知識を有するということですが、担当部署のほうで、現在、この委託料が妥当であるかどうかということについては審査をし、 委員会のほうに提出してますという報告があっております。

ただ、委員会の中でも、詳しく、この部分につきましては、今後、もっと専門的な機械の知識を持った職員を採用すると、いろんなことを検討することも考慮しなきゃいけないんではないかというような話も出てはおりましたが、その点につきましては、人事につきましては、市長、専権ですので、そこまでは踏み込んだ話にはなっておりませんが、そういう専門的な知識を持った人が必要ではないかという話も出てはおりました。

以上です。

- 〇議長(作元 義文君) 10番、波田政和君。
- ○議員(10番 波田 政和君) 委員会での調査内容は理解はいたしましたが、委員会として、前期も後期もあるということになりますと、こういった大型施設が、毎年のごとく億単位のお金が要るということは、何か原因があるんじゃないかなと思うんですよね。その辺のとこが、担当部の説明では、このくらいかかって適正だという報告を受けておるというお話でございましたが、そういう中でも議会としたら、極力そういった歳出といいますか、少なくすることが大事やないかなと思うんですが、そのために審査してると思うんですよ。そういう中で、私が疑念を抱くとこは、不当に、適正かどうかということよりも、毎年高額なお金を出さなくちゃいけないのなら、もう少し施設そのものの見直しとか、そういったものを委員会でしっかり検討していただきたいなということを申し上げて、質問とさせてもらいます。
- **〇議長(作元 義文君)** 厚生常任委員長、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 波田議員の質問にお答えさせていただきます。

この処理施設等の長寿命化を図るために、この生ごみ施設等を研究し、それから設置をし、水 分量をできるだけ少なくして、機械の負担を少なくさせ、それから、この保守点検とかの委託料 も削減していこうというような取り組みを市は行ってるわけですから、そういうことについては 審査はいたしました。

以上、答弁を終わります。 (「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(作元 義文君) ほかに質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。

議案第59号に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。 議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する各委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

O議長(作元 義文君) 起立多数です。本件は委員長報告のとおり、可決されました。 次に、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。 次に、議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第75号、財産の取得について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は……(発言する者あり)戻します。反対討論、10番、波田 政和君。

○議員(10番 波田 政和君) 皆さん、おはようございます。私、波田政和は、本議会に提案 されております議案第75号、上県町佐護字舟志ノ内東里にある260ヘクタールの山林取得に ついて、次の理由により反対の立場で討論をさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、本予算案は、平成25年8月28日、一部の報道機関により、絶滅危惧種であるツシマヤマネコの生息密度が、最も高いエリアの土地、山林が、裁判所が執行する競争入札に付され、対馬市がその土地の購入に踏み切ったものであります。しかしながら、私は、対馬市がこの土地の取得に当たり、その手段や方法、手続に大きな疑念を感じている者の一人であります。

まず、1点目でありますが、財政面の知見から考えましても、現段階における対馬市の財政状況では、非常に苦しい状況にあることを再認識をしていただきたいと思います。

現在、対馬市民1人当たりに課せられております、国や県、そして対馬市の借金の合計額は、 生まれたばかりの赤ん坊から高齢者の方々まで、一律、約1,000万円を超えている状況にあります。その内訳として、国における1人当たりの借金が約790万、長崎県における1人当たりが約86万、対馬市における1人当たりの借金額は約150万となっております。

対馬市において、全国的に見ても、借金ランクの上位を保っているという、大変不名誉な状況 であります。このような状況からもわかりますように、未来永劫に借金返済は難しく、次の世代 の若者たちに借金を押しつける結果となり、今回提案されております対馬市単独での財産取得に ついては、慎重かつ厳密に審議しなければならない案件であると考えております。

先般、石原伸晃環境大臣が申しておりましたが、「気持ちとしては理解できる。国の天然記念物が生息する地域を全部買うというのは、現実的ではない」と強調されておりました。

今回のような事例は氷山の一角にしか過ぎず、まして、このような事例が今後発生した場合、 対馬市はどのような対策でツシマヤマネコを守っていくのか、疑問に思うところであります。

今回のように財源が乏しい中、次々と土地を購入するのではなく、例えば、環境省がだめであったなら、保安林保護区として90%も占めている山林でありますので、林野庁とか、その他の省庁などと協議を進めるなら、国有林として指定していただき、幅広く、ツシマヤマネコの保護区を広げていくといった手段もあったのではないかと考えております。

このような結果から、本市が、果たして本気になって国と協議をなされたのか、疑問に残ると

ころであります。

2点目でありますが、この土地の購入経過に関し、いささか疑念を感じております。対馬市は、 平成25年8月21日に開催されました全員協議会においては、近日、この土地における競売の 事実を把握し、緊急的にその対策に当たったかのような説明がなされました。実際には、本事件 に対する裁判所の競争入札手続における調査報告書からもわかりますように、平成24年11月 から、立入調査や債務者兼所有者による現地事情聴取などの手続が進められており、そのころか ら水面下において、対馬市のある幹部職員が、対馬市職員である所有者や債権者との交渉に当た っていたとの情報も寄せられております。そのことが事実であれば、債権者である日本政策金融 公庫と対馬市の交渉には、約11カ月もの歳月を要したことになります。

マスコミ報道がされ、翌日のたった1日間で合意がなされたという、何とも不可解な交渉経緯であったと言わざるを得ません。だとするならば、対馬市は、なぜこの土地を購入するに当たり、約11カ月もの歳月を要したのでしょうか。そこには双方の思惑と対馬市の今後におけるこの土地をめぐる不可解な策略が見え隠れしていると感じております。また、どうしてこのように時間が必要であったのか、私なりにも推測をしております。

では、ここから、私なりの事実を整理をしていきたいと思います。

まず、この案件につきましては、何らかの意図を目的とし、行政の手によってマスコミへ投げ 込まれ、全国的に知れ渡ることとなったことであります。

平成25年8月28日のマスコミ報道では、対馬市がこの土地の購入に当たり、金額など折り合いがつかず、債権者との交渉を断念したとされていましたが、翌日の29日には、債権者との合意ができたという報道がなされました。この土地は、保安林であるため、購入しても、土地の形状を変えたり、伐採を行うことや使用方法などが厳重に制限され、一般の方々が購入しても何らメリットが少ない。その上、万一競売に付されても、落札者がいない可能性もあるからです。相当なリスクがあったにもかかわらず、日本政策金融公庫が約230万円もの公金を支出し、競売にしなければならなかったこと。

また、全員協議会の中で、同僚議員でもあり、元対馬市幹部職員を歴任されておられました長信義議員からも指摘があっておりましたが、この土地の所有者が対馬市の現職の職員であり、そのような身内同士での土地の取引には、市民の疑念が残り、さまざまな疑いを払拭できないと発言をされておりました。

私は、長議員におかれましては、元対馬市の幹部職員を歴任された立場もありながらも、このような真っ当な御指摘をされたことに敬意をあらわしたいと思います。

そして、今回、取得をしている土地の中に、競売物件以外の土地11万805平方メートルの 山林と畑が飛び地として存在しております。この土地について、対馬市は、第1回の全員協議会 には公表せず、第2回目の全員協議会で、この土地の存在を説明をしております。そして、また、この2回目の全員協議会の中で、市長は、競売物件以外のこの土地の購入もする計画であり、この土地全体を間伐し整備することで、ツシマヤマネコを守っていくと説明がなされました。

しかし、その後、見解を一転させ、今度は、競売以外の土地を購入しなくても、本市が計画している事業は何ら支障がないと説明が差しかえられました。

私は、この件について、どうしても、今回、本市の説明が二転三転されていることから、この 土地に対し、何らかの裏取引でもなされているのではないかと、このように危惧をしております。 その大きな理由としては、とりあえず今回議題となっております260~クタールの土地さえ 議会の承認を得れば、後々、今回購入を予定していない土地、議会の承認を必要とせず購入でき る状況にあるおそれがあるからであります。

今回、購入を予定していない競売物件以外の土地11万805平方メートルの山林と畑が飛び地として存在する限り、対馬市が購入した土地へ行くためには、今回購入しない民地を通っていかねばならない状況にあります。いわゆる道路のない土地となることになるんではないでしょうか。

私は、このような状況からも、何かの取引が存在することを念頭に、必ずといっていいほど、 今回購入を予定していない土地も、先々、対馬市によって高額で購入されることを懸念し、ここ で申しておきたいと思います。

以上のことから、私は、今回、この土地の取得について、次のように推測します。

裁判所の調査報告書からもわかりますように、平成24年11月ごろから、対馬市はこの土地の隣接者でもあるため、この調査に協力していたと推測ができます。そのため、対馬市は、この事実とこの土地の行く末を予測できる立場にあった。対馬市は表にできない何らかの事情があり、最後までマスコミに発表せず、どうしてもこの土地を取得がしたいがために、所有者や債権者との水面下において交渉を進めてきたのではないか。

交渉の当初、債権者は、公的な機関、対馬市が出てきたことにより、多くの債権を回収しようと、厳しい条件を対馬市に提示し続けた。一円でも多くの債権を回収しなければならない公的機関でもある債権者の思い、また、一円でも安く任意売却に応じていただきたい対馬市の思い、両者の言い分は平行線をたどっていたのではないか。ある日、一つの結論に達し、それは、対馬市が競売の取り下げを条件に、両者への言い分を正当化させるために、裁判所が執行する競争入札へ一旦付することで両者が内諾したのではないか。債権者側としては、裁判所を利用することにより、一旦競売にかけ、基準価格が設定すれば、その基準価格と取り下げ諸費用を回収することで、内部の承認が容易にできること。対馬市であれば、購入価格を少しでも安くしたいため、一旦競売の手続に入り、鑑定士に評価をさせることで、債権者が提示した価格より安く購入できる。

また、公金を支出するため、どうしても世論を味方にし、議会承認が容易になるよう物事を運びたい。そのため、対馬市民や対馬に関連のある方々を味方にすることが重要であったのではないでしょうか。

本市の言い分としては、再三にわたり、債権者と交渉をしてきましたが、全面的に折り合いが合わず競売となった。この情報をマスコミに投げ込むことで、絶滅危惧種であるツシマヤマネコの生息密度が最も高いエリアの土地、山林が裁判所の競売入札に付され、外国資本から購入される危機的な状況をつくり上げ、市民の危機感をあおり、対馬市が任意売却による購入を正当化させたと、私は考えております。

そもそも、このような土地を外国人に求めやすくしたのは、市長が常々お話しされている、たくさんの外国人旅行客に、この島の存続をかけたいとの答弁からもわかりますように、外国人観 光客を呼べるだけ呼ぶ、あとはどうにかなる、といったような行政の無策が、外国人誘致施策の あらわれではないでしょうか。

また、内に秘めているこのような状況を知らず、全国から基金や寄附が寄せられているとの報告を聞き、対馬市民の一人として大変心苦しく残念に感じております。

それと、先日、質疑の中で、同僚議員の小宮議員が質問しておられましたが、ほかにも第三者の土地が含まれる中、この土地を取得した場合、取得した土地の境界が明確ではないため、地積更正、いわゆる面積の変更や、字図の訂正などで生じるであろう、約9,000万円もの調査費用について、どのように対処するのかという質問に対し、市長は、国土調査の順番を変え、この土地周辺の調査を優先させるので別途調査費はかからないとの答弁もありました。

しかし、私はこの言葉を聞き、市長が、もしそのようなことは市長の力でできたとするならば、職権乱用も甚だしく、憤りすら感じております。なぜなら、国土調査を待ち望んでいる多くの市民に対し、この土地の調査を優先させるということは、どこかの調査待ちの地区が後回しにされるということであります。せっかく自分の土地や境界や面積が確定することを一日でも早く待ち望んでいる市民の皆様にとっては、甚だ遺憾なことではないでしょうか。

よって、以上、縷々述べてまいりましたが、ただいま述べました理由により、今回、まことに 残念ではございますが、本予算第75号に賛成できないことを申し上げるとともに、見識のある 議会議員の皆様の真っ当な御判断に期待し、私の反対討論とさせていただきます。御静聴ありが とうございました。

- 〇議長(作元 義文君) 次に、賛成討論はありませんか。11番、上野洋次郎君。
- ○議員(11番 上野洋次郎君) 11番議員の上野洋次郎でございます。私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

今回、取得が予定されている山林は、対馬の生物多様性保全のためのシンボルでありますツシ

マヤマネコの生息密度が最も高いエリアであり、また、下流域には市内で最大となる佐護地区の 水田があり、山林が佐護水系の水源となっていることから、自然環境保護の面からも、また、生 活環境の面からも、大変重要な山林と位置づけることができると考えます。

理事者の説明によれば、市が購入することで、国指定の鳥獣保護区として指定を受け、ツシマヤマネコの生活環境の保全や森林資源の利活用を積極的に図っていこうとするもので、今回の山林については、環境省もその重要性を認識されており、取得後は、国の直轄事業を含め、環境省もその重要性を認識されており、ツシマヤマネコの保護増殖事業や森林の環境整備が期待できるものと考えます。

また、購入に関しては、先ほど、境界を確定して取得すべきものであると指摘がなされておりますが、本件は競売中の物件を取り下げての取得ということ、また、山林の面積が260~クタールにも及ぶことなどから、境界を確定するには時間的な余裕がないことが認識できるところであります。

また、購入面積についても、長崎県備えつけの森林基本図や森林調査簿等に基づいて、最終的に裁判所が採用した面積数量での購入であり、妥当な提案であると思慮するところであります。

境界の確定、測量などについては、平成27年度に地籍調査が予定されており、その折に解決できるものと考えます。

また、今回の競売山林を市が取得することについては、新聞報道を見られた全国の方々より多数の激励が寄せられ、9月18日現在で、金額にして463万4,000円という多額の寄附が寄せられております。対馬のシンボルでもあるツシマヤマネコの保全と森林環境の保全に対する全国からの強い期待のあらわれだと考えるところであります。

本案は、市が自然保護や森林づくりに積極的に関与していきたいとの前向きな提案であるとともに、佐護水系を守るという強い意思表示と考えます。

よって、私は、本案に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

〇議長(作元 義文君) ほかに反対の方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。

それでは、本案に対する採決をいたします。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。 本件は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(作元 義文君) 起立多数です。本件は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第6. 議案第76号

- ○議長(作元 義文君) 日程第6、議案第76号、財産取得契約の締結についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。
- **〇消防長(竹中 英文君)** ただいま議題となりました議案第76号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市消防本部が、来年度開設予定で進めております、仮称でございますが、豆酘分遣所で運用いたします救急自動車の取得契約の締結であります。

去る9月3日、4者によります指名競争入札を執行いたしました結果、最低入札者である西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店、支店長吉本明浩氏が、3,100万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した3,255万円で、去る9月6日、同氏を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回、購入いたします車両は、高規格救急自動車でございますが、当面は、標準救急隊が運用いたしますものの、救命士が充足次第、挿管を含めた呼吸管理器材等、所要の装備を高度化し、救命士を乗せた高規格救急隊として運用させる予定でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(作元 義文君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第76号、財産取得契約の締結について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。 暫時休憩します。再開を11時20分から行います。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

日程第7. 請願第2号

日程第8. 陳情第2号

日程第9. 陳情第3号

○議長(作元 義文君) 日程第7、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」 についての請願書から日程第9、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についてまでの3件を一括議題とします。

3件は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。総務 文教常任委員長、小川廣康君。

○議員(17番 小川 廣康君) ただいま議題となりました3件について、その審査の経過と結果を報告をいたします。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書、陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の3件について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、9月13日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、本案について慎重に審査をいたしました。

まず、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書については、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、30人以下学級の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の拡充を図っていただきたい旨の請願であります。

陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保とともに、頻発する自然災害等の脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため、石油石炭税の税率の特別措置による税収の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与する制度の創設を求める陳情であります。

陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出

を求める陳情書については、安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、 景気指数向上へ効果が出ていると報道されていますが、食料品やガソリンなどの値上げで暮らし は苦しくなるばかりである。

また、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にある中、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める陳情であります。

審査の結果、請願第2号、陳情第2号及び陳情第3号の3件は、いずれも賛成多数により採択 すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。議員皆様の御同意をよろしくお願いをいたします。

○議長(作元 義文君) 報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意 見書採択」に関する陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」 の提出を求める陳情書について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第10. 発議第7号

○議長(作元 義文君) 日程第10、発議第7号、地方税財源の充実確保を求める意見書を議題 とします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番、小川廣康君。

○議員(17番 小川 廣康君) ただいま議題となりました発議第7号について、御説明を申し上げます。

地方税財源の充実確保を求める意見書は、社会保障関係費の増加あるいは地方税収の低迷により、地方財源が厳しい状況の中で、住民サービス等を安定的に行えるよう、国に対し、地方税財源の充実確保を求めるものであります。市議会としても、当意見書を採択したく、意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議第7号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

地方税財源の充実確保を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規 定により提出します。

地方税財源の充実確保を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が 続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うた めには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記。1、地方税の増額による一般財源総額の確保について、(1)地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること、(2)特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財政保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること、(3)財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること、(4)依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画におけ

る歳出特別枠を維持すること、(5)地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の 地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いる ことは、避けること。

2、地方税源の充実確保等について、(1)地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5対5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること、(2)個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと、(3)固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること、(4)法人住民税は、均等割の税率を引き上げること、(5)自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め、現行制度を堅持すること、(6)ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること、(7)地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日、長崎県対 馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、内閣官房長官様、内閣府特命担 当大臣様。

以上でございます。

〇議長(作元 義文君) 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第7号は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。発議第7号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

日程第11. 委員会の閉会中の継続審査について

〇議長(作元 義文君) 日程第11、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

決算審査特別委員会、3常任委員会において審査中の事件であります、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの11件について、配付しておりますとおり、継続審査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いま す。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。11件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

お諮りします。ただいま、小川廣康君ほかから、発議第8号、教育予算を拡充し、30人以下 学級の実現を求める意見書、発議第9号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の 財源確保」のための意見書及び発議第10号、2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求 める意見書が提出されました。3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題 にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。発議第8号から発議第10号までの3件を日程に 追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第8号

追加日程第2. 発議第9号

追加日程第3. 発議第10号

〇議長(作元 義文君) 追加日程第1、発議第8号、教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書から、追加日程第3、発議第10号、2014年4月からの消費税率引き上げ中

止を求める意見書までの3件を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番、小川廣康君。

〇議員(17番 小川 廣康君) ちょっと長くなるかもわかりませんが、もう少しおつき合い願いたいと思います。

ただいま、一括議題となりました発議第8号について、御説明を申し上げます。

教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書は、文部科学省が実施した国民からの意見募集において、その6割が、望ましい学級規模として26人から30人を掲げ、一方においては、三位一体改革による義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。このことは、自治体財政圧迫による教育条件格差を生じるだけでなく、義務教育における全国水準の維持向上あるいは機会均等等の確保においても、看過すべき問題ではなく、対馬市議会としても、当意見書を採択したく、意見書を朗読して説明にかえさせていただきます。

発議第8号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則 第14条第1項の規定により提出します。

教育予算を拡充し、30人以下学級の実現を求める意見書。

義務教育は、憲法の教育の機会均等と義務教育無償の原則に基づいて、子供たち一人一人に、 国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負って いる。豊かな教育の保障は、国の社会基盤形成の根幹となり、義務教育の全国水準の維持向上や 機会均等の確保は国の責務でもある。

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い。文部科学省が実施した、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が、小中高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げている。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、クラスの学級規模を引き下げる必要がある。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきである。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、日本はGDPに占める教育費の割合がOECD加盟国の中で最下位となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じている。将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重

要であり、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要がある。

よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算及び学校現場に必要な人員を確保するよう、関係機関へ働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日、長崎県対 馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

続きまして、発議第9号についても、本文をもって説明させていただきます。

発議第9号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者、同、小田昭人。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっている。森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取り組みを推進することとしている。このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特別措置が、平成24年10月に導入されたが、使途が CO_2 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化対策をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収 源対策や豊富な資源環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市 町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足 など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が 脅かされているといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久 的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強

化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日、長崎県対 馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、農林水産大臣様、環境大臣様、 経済産業大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上でございます。

続きまして、発議第10号につきましても、本文の朗読によって説明にかえさせていただきます。

発議第10号、平成25年9月20日、対馬市議会議長作元義文様。提出者、対馬市議会議員 小川廣康。 賛成者、対馬市議会議員脇本啓喜、 賛成者、同、小田昭人。

- 2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。
 - 2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書。

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品やガソリンなどの値上げで、私たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの国民は、景気回復の実感をしておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。当該地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産、閉店にも歯どめがかかっていません。

参院選挙後の各種世論調査でも、来年4月からの消費税率の引き上げについて、予定どおり行うべきという意見は2割程度で、行うべきでない、先送りすべきという意見が7割と圧倒的多数を占めています。

中小企業者、国民から、消費税が増税されれば店を閉めるしかない、これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのかと、かつてない切実な声が高まっています。消費税は、そもそも低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業がふえることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財源にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年9月20日、長崎県

対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様。 以上でございます。

○議長(作元 義文君) 説明が終わりました。これから、3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。 3件は、委員会への付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。 3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。発議第8号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。 次に、発議第9号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。 次に、発議第10号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。発議第10号は、原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長(作元 義文君) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

成文(下九 我又石) 以上(、平日の城ず日往は土(心)しよした。

市長より挨拶の申し出があっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

〇市長(財部 能成君) 第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、9月9日から12日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案につきまして御決定賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、本定例会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく、 一生懸命取り組んでまいる所存でございますので、今後とも、御協力と御理解を賜りますようお 願いを申し上げます。

さて、次に、御報告を4件申し上げます。

1件目は、本定例会初日の行政報告において、社会福祉法人秀優会に対し、介護保険指定事業所の指定取り消しと不当利得分の介護報酬の返還請求を行ったことを報告をいたしましたが、これとは別に、介護保険法に基づいた生活保護費に係る公費負担分及び高額介護サービス費の返還請求を行う必要がありますので、現在、その準備を進めておりますことを御報告いたします。

次に、先日までの新聞等で報道されておりますが、本来、日本に生息していなかった外来種の ツマアカスズメバチが対馬で確認されたことについてでございます。

ツマアカスズメバチによる影響は、人への死傷など直接的な被害だけでなく、ニホンミツバチ 等生態系への影響も大きいため、現在、環境省とともに、巣の捕獲等有効な対処策の検討を進め ておりますが、ツマアカスズメバチは環境適応力が高く、繁殖力も強いため、早期の対処を図っ てまいりたいと考えております。

なお、今後、早急な対処が必要になった場合、対策経費等については予算の専決処分が必要となることも考えられますので、あらかじめ御了承いただきますよう、議員皆様の御理解を賜りたいと存じます。

次に、対馬市制施行10周年記念事業について、御報告をいたします。

まず、記念式典でございますが、来年3月1日土曜日午後2時から、シャインドームみねで開催する予定でございます。

また、記念行事の一環として、九州交響楽団を招き、平成26年1月31日から3日間、対馬市交流センター、上対馬総合センター、対馬市公会堂の3カ所でコンサートを計画しております。

今後、ポスター、チラシ等を作成し、ケーブルテレビ、広報誌等を通じてお知らせを行う予定と しております。

最後に、本定例会の行政報告で御報告させていただきました、山林取得に係る寄附状況について、平成25年9月19日現在までに入金が確認されたものを御報告いたします。

がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金が67件、464万4,000円、ツシマヤマネコ基 金が7件、7万1,000円でございます。

なお、入金が確認できた寄附金につきましては、随時、対馬市ホームページで公表をしております。

以上、4件、御報告でございました。

最後になりますが、議員皆様の御健勝と、ますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

〇議長(作元 義文君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成25年の第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待をいたしておきます。

議員各位におかれましては、閉会中、委員会活動等が多数予定されております。事故がないように活動されるように、重ねてお願いを申し上げておきます。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成25年第3回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 長 信義

署名議員 波田 政和

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員